

[別表1]

II 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。)

提供先一覧

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
1	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の1	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
2	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第二の2	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
3	健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二の3	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
4	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の4	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
5	全国健康保険協会	番号法第19条第8号別表第二の5	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
6	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の12	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
7	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二の15	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
8	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の17	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
9	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二の22	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度

提供先一覧

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
10	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二の26	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上 10万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
11	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の27	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
12	社会福祉協議会	番号法第19条第8号別表第二の30	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
13	日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号別表第二の33	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
14	国家公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第二の39	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
15	市町村長又は国民健康保険組合	番号法第19条第8号別表第二の42	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	10万人以上 100万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
16	厚生労働大臣又は共済組合等	番号法第19条第8号別表第二の46	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上 10万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
17	地方公務員共済組合	番号法第19条第8号別表第二の58	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度

提供先一覧

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
18	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の62	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上 10万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
19	後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号別表第二の80	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上 10万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
20	都道府県知事等	番号法第19条第8号別表第二の87	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
21	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の88	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第18条第1項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
22	市町村長	番号法第19条第8号別表第二の93	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの	1万人以上 10万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
23	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号別表第二の97	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第39条第1項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
24	独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号別表第二の106	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する情報であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度
25	都道府県知事又は市町村長	番号法第19条第8号別表第二の109	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受け たら都度

[別表1]

II 特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託先に伴うものを除く。)

提供先一覧

No	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④提供する対象となる本人の人数	⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
26	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二の120	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
27	都道府県知事	番号法第19条第8号別表第二の9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
28	厚生労働大臣	番号法第19条第8号別表第二の78	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	1万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けたら都度
29	東京都北区教育委員会	東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項	東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	庁内連携システム	1日1回
30	東京都北区教育委員会	東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項	東京都北区子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの	10万人以上100万人未満	国民健康保険被保険者及び同一世帯に属する者	庁内連携システム	1日1回